

「第7次岐阜県環境基本計画（案）」に対する市町村意見照会 結果と対応（案）

・3市から計7件の意見

番号	該当項目	意見の概要	意見に対する県の考え方・対応
1	p13 本県の自然特性等	<ul style="list-style-type: none"> ・誤記の修正 <p>【現 行】 岐阜市（美濃地方）の平均気温が・・・高山市（飛騨市）では11.4°Cと</p> <p>【修正案】 岐阜市（美濃地方）の平均気温が・・・高山市（飛騨地方）では11.4°Cと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり修正いたします。
2	p14 本県の自然特性等	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の修正 <p>【現 行】飛騨高山の<u>町並み</u>や郡上おどり</p> <p>【修正案】飛騨高山の<u>古い町並</u>や郡上おどり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり修正いたします。
3	p20 本県の状況と課題(美しく豊かな環境との共生)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の防除 <p>「緊急に防除すべき特定外来生物に選定しているアルゼンチンアリ、カミツキガメの緊急防除を実施するとともに、地域住民と一緒に特定外来生物の防除等に取り組む市町村に対し、補助金を交付しました。」との記載あるが、「アルゼンチンアリの緊急防除」について、県が実施した実績はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急に防除すべき特定外来生物」が新たに発見された市町村については、初年度は県が市町村と連携して緊急防除を実施しております。アルゼンチンアリについては、令和3年度に可児市、令和4年度に美濃加茂市、美濃市で緊急防除を実施しております。

番号	該当項目	意見の概要	意見に対する県の考え方・対応
4	p38 基本施策3 美しく豊かな環境との共生	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価制度の適正な運用について、次の視点を盛り込んでいただきたい。 持続可能な社会の実現に向け、地域の特性や事情を深く理解し、地域住民との連携や地域の特性に応じた環境影響評価 	<ul style="list-style-type: none"> 県内において大規模事業の実施に伴い環境影響評価を行う場合、事業者は地域の環境（自然的・社会的）の状況を勘案し、県や関係市町村と密接に連絡を取りつつ、一連の手続を行うべきとされています。こうした点を踏まえ、県は環境影響評価制度の適正な運用に努めてまいります。
5	p40 基本施策3 美しく豊かな環境との共生	<ul style="list-style-type: none"> 「特定外来生物の定着、分布拡大を防ぐため、県による緊急防除を行うとともに、市町村の防除の取組を支援します。」との記載あるが、「県による緊急防除を行う」について、県で実施するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県では、アルゼンチンアリやカミツキガメ等の6種を「緊急に防除すべき特定外来生物」に選定しており、当該種が新たに発見された市町村においては、初年度は県が市町村と連携して緊急防除を実施することとしております。
6	p40 基本施策3 美しく豊かな環境との共生	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生生物の保護について、保護区の指定や普及啓発は実施されているが、保護区の維持管理や希少野生生物（サクラソウ等）の保護に対する支援についても実施していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県では、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」において、地域住民と協働で希少野生生物の保護等に取り組む市町村を支援しております。

番号	該当項目	意見の概要	意見に対する県の考え方・対応
7	p44～47 基本施策4 安全・安心な 生活環境の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では法律違反が発生するまで、行政による指導ができず、住民の生活環境や周辺の山林・農地への悪影響を事前に防ぐことができません。 <p>本計画の基本施策4 安全・安心な生活環境の確保（ページ44～47）について、環境被害を未然に防ぐために、問題が発生する前の段階で、指導あるいは助言ができる「予防的な仕組み」を徹底いただくようお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全のため、工場・事業場における排出水、有害物質、ばい煙、騒音、振動及び悪臭等について、定期的な立入検査など適正な指導を徹底してまいります。